

平成30年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成30年3月6日（火曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第19 議案第15号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第16号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第21 議案第17号 村道路線の認定及び廃止について

日程第22	報告第 1号	継続費繰越計算書（一般会計）について
日程第23	同意第 1号	片品村教育委員会委員の任命について
日程第24	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25	議案第18号	平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
日程第26	議案第19号	平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第27	議案第20号	平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第28	議案第21号	平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第29	議案第22号	平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第30	議案第23号	平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
日程第31	議案第24号	平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第32	議案第25号	平成30年度片品村一般会計予算について
日程第33	議案第26号	平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第34	議案第27号	平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第35	議案第28号	平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第36	議案第29号	平成30年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第37	議案第30号	平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第38	議案第31号	平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

- 日程第 8 議案第 4 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8 号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11 号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 19 議案第 15 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 20 議案第 16 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 21 議案第 17 号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第 22 報告第 1 号 継続費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 23 同意第 1 号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 25 議案第 18 号 平成 29 年度片品村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 26 議案第 19 号 平成 29 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 27 議案第 20 号 平成 29 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 21 号 平成 29 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 22 号 平成 29 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 30 議案第 23 号 平成 29 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 31 議案第 24 号 平成 29 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2

号) について

(日程第25から日程第31まで一括上程)

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第32 | 議案第25号 | 平成30年度片品村一般会計予算について |
| 日程第33 | 議案第26号 | 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第34 | 議案第27号 | 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第35 | 議案第28号 | 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について |
| 日程第36 | 議案第29号 | 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について |
| 日程第37 | 議案第30号 | 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について |
| 日程第38 | 議案第31号 | 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について |

(日程第32から日程第38まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
平成 3 0 年 3 月 6 日		
出席議員 1 0 名		欠席議員 名 欠員 2 名
第 1 番	千 明 勉	(出 席)
第 2 番	後 藤 眞 平	(出 席)
第 3 番	萩 原 正 信	(出 席)
第 4 番	千 明 道 太	(出 席)
第 5 番	高 山 悦 夫	(出 席)
第 6 番	星 野 栄 二	(出 席)
第 7 番		
第 8 番	星 野 精 一	(出 席)
第 9 番	星 野 逸 雄	(出 席)
第 1 0 番	今 井 功	(出 席)
第 1 1 番		
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋							
副	村	長	金	子	賢	司						
教	育	長	吉	野	隆	哉						
総	務	課	長	大	竹	光	一					
住	民	課	長	武	藤	秀	文					
保	健	福	祉	課	長	原	澤	博	美			
農	林	建	設	課	長	山	崎	康	広			
むらづくり	観	光	課	長	戸	丸	権	次				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	星	野	勝	彦
給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	星	野	孝	俊	
会	計	管	理	者	萩	原	睦	久				

事務局職員出席者

事	務	局	長	萩	原	明	富
係	長	金	子	小	百	合	

議長（千明道太君） ただいまから、平成30年第1回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時09分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 星野栄二君及び8番 星野精一君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（千明道太君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定によって、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されてまいりましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（千明道太君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

12番 入澤登喜夫君。

(12番 入澤登喜夫君登壇)

12番(入澤登喜夫君) はい、12番。

一般質問に先立ち、ひと言申し上げさせていただきます。

平成29年度も残すところ1か月となり、ウインターシーズンも後半となりました。スキー場のお客様も前年対比100%を超える数字が出ていると聞いていますが、まだまだ厳しい状況であることと認識しております。

先日閉幕された平昌オリンピックでは、日本の選手の活躍に元気をもらうことができ、これからのウインタースポーツの発展を期待したいと思います。

また、3月定例議会には特別な思いがあります。それは、7年前の3月11日の東北の震災であります。

議長としてお世話になった議会の閉会直後、大きな揺れに襲われ、ただただびっくりするばかりであり、その後はテレビのニュースにかじりつき、悲惨な状況に唖然としていました。そんな出来事から早7年。被災された方々に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、質問であります。2年前にも前村長に質問させていただきましたが、梅澤新村長に改めて人口減少の現状と対策について3点お伺いしたいと思います。

(12番 入澤登喜夫君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

村長(梅澤志洋君) はい。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

12番(入澤登喜夫君) はい。

議長(千明道太君) はい、12番。

12番(入澤登喜夫君) はい、12番。

まず、少子高齢化に対して具体的な対策を村としてどう考えているかお伺いします。

議長(千明道太君) はい、村長。

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

ただいまの入澤議員の質問にお答えをいたします。

少子高齢化に対して具体的な対策を村としてどう考えているかとの質問ですが、少子化

対策といたしまして、平成24年度から不妊治療費助成事業を行っておりますが、平成28年度からは治療費に対する助成率を引き上げるとともに、1人につき5年間で50万円としていた助成金を年間の上限を200万円とした上で、何年でも利用できるよう改正いたしました。この年間限度額200万円というのは、県内で最も高いものとなっております。

また、第3子以降の出産祝い金30万円、「片品子育てブック」の作成、無料で利用できる尾瀬放課後児童クラブの設置、お母さんたちと協働で進めているプレイパークの開催など、出産や育児の支援、負担の軽減を図っております。

以上です。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） 少子化対策として不妊治療は非常に良い事業かなと思っておりますが、その不妊治療は高額であると認識しております。現在、利用件数はどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） お答えします。

今年度は2件で7回の申請がありました。

以上です。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） はい、ありがとうございます。

少子化対策については、この事業に対しての期待をしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） はい、議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 高齢化対策といたしましては、特定保健指導、糖尿病重症化対策、国民健康保険の事業などで開催している各種の講演や教室などにより充実させ、今まで以上に生活習慣病や認知症などの予防を進めるための事業を強化していきたいと考えております。

そのほかにも、介護サービスの充実、高齢者の交通機関利用に対する支援、毎年お年寄りが楽しみにしている敬老会の継続的な開催など、村民一人ひとりがいつまでも笑顔で暮らせるむらづくりに努めたいと考えております。

以上です。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） 12番。

高齢化対策として、ただいまご説明をいただきました。

村長の公約の中に、人口減少と高齢化社会への対応として、村民の健康増進を進める健康教室の開催が示されているかと思えます。具体策はあるのか、お聞きしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 今月中に村民対象の健康教室を3回開催をいたします。3月15日、「心の健康づくり講演会」、28日、「母子保健講演会」、30日には「健康づくり講演会」として「スローエアロビックと効果的な歩き方」を開催します。また、総合健診に向けた健康づくりとして、ウォーキング教室の開催を検討中でございます。

春に集中して行う目的の一つは、総合健診時に行う特定保健指導の対象者の減少及び重症化対策の強化でございます。もう一つの目的は、年齢層にとらわれず、さまざまな題材を提供し続けることは、健康づくりへの興味を持つきっかけと考えるからでございます。

今後も村民の皆さんが健康で安心して暮らせるむらづくりを目指して、各種事業に取り組みたいと思えます。

以上です。

12番（入澤登喜夫君） はい、12番。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） ぜひ、健康増進につながる教室と、また講演会をより積極的に進めていただきたいと思います。

また、健康増進が図られれば医療費の削減につながるかと思えますので、ぜひその点もご配慮願えればと思います。

次に、新規定住者の確保と空き家利用についてどのような考えがあるかお聞きしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 新規定住者の確保と空き家利用についてどのような考えがあるかのご質問ですが、新規定住者の確保につきましては、住まいと仕事の情報を収集し、広く発信していくことが最も重要な施策だと考えております。そこで、村では住まいと仕事を紹介する片品村空き家&仕事場バンクというサイトを運営しております。現在のサイトへの空き家物件の掲載数は契約済みも含めて30件で、サイト運営当初からの契約実績は32件となっております。仕事情報の掲載数は9件で、サイト運営当初からの契約実績は2件でございます。

以上の実績から、これらの施策も新規定住者の確保と空き家利用について一定の効果を上げていると考えられますが、現状の課題としてすぐに住める空き家の数が圧倒的に不足しております。定期的に広報や回覧板、防災無線等で空き家情報の提供をお願いしておりますが、なかなか情報が集まらないのが現状です。

そこで、空き家物件の情報収集を強化するため、地域の皆さんにご協力をいただきたいと思いますと考えております。

具体的には、各地区に空き家物件が何件あるかを調べていただき、その情報を役場の担当課までご提供いただきたいと思いますと考えております。ご提供いただいた情報をもとに、担当課で各地区の空き家情報を整理し、リフォームや修繕等の必要がなく、すぐに活用できる可能性の高い空き家については、所有者の方に直接ご連絡させていただき、個別に調査、相談させていただきながら、さらなる空き家の活用について推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） はい、12番。

新規定住者の確保については、住まいと仕事は大事であるかと思いますが、もう一つの大事には、片品の魅力をアピールすること、特に四季を売ることをお願いしたいと思えます。緑、川、紅葉、ウインタースポーツ等、首都圏で定年を迎えた団塊の世代の方々、田舎住まいを希望しているの方々、たくさんいるかと思えます。この辺についても、村からPRをし、定住者の確保ができればと考えているところであります。

一つ、ご紹介をさせていただきたいところがあります。私が長野県を調査したところ、非常に片品に似ている地域があります。それは、長野県の木島平というところであります。長野県の人口は200万人を超えております。群馬県の人口は195万。若干長野県の人

口のほうが多いんですけども、一つ注目してみたいところは、市町村の数であります。市町村の数は、長野県が77、群馬県は35です。県の総面積については、群馬県の約倍近い面積を有しているのが長野県です。

なぜ長野県を取り上げさせていただいているかということについては、上信越道の開通と北陸新幹線の開通がされた後には、長野県の各地域は首都圏へ目を向けております。木島平の村長が片品と同様なように観光協会の会長を兼ねていまして、私とたまたま会う機会がありました。その中で、いろんなお話を聞いたところ、農業と観光と各種産業の地域、そんなところで、冬はスキー場を有する、非常に片品に似ているところでありまして、首都圏にも2時間半から3時間、交通の便が良くなったことにより、以前では関西方面へ目を向けていた長野県も、今では埼玉、東京、神奈川、千葉、首都圏を中心のところへ目を向け、PRをしているという話をお伺いしました。

そのことで、農業については、農産物の販路拡大、観光につきましては、四季を通じた観光客の誘致、特に冬についてはウインタースポーツ、スキー場の繁栄と申しますか、お客さんの呼び込みについてのPR。そんなところを考えるように、非常に私ども片品村と似ている地域かなと思って、非常に興味を持っておりました。

ぜひこれから機会をつくり、村長にもそういったところの研究をしていただき、いい意味でのライバルとしてこの地域を発展させていっていただければと思います。

この空き家情報については、どの地域も非常に人口の密度の多い地域に対して、ぜひ定住者並びに空き家物件を利用していただきたいというようなことを行っているのは、片品だけではないと思います。

そんなところで、冬の空き家を利用しているスキーヤーにお話を聞いたところ、シーズンだけ借りて、シーズンが終わればまた地元へ帰っていくというようなことで、数名でシェアをしながら借りている物件もあるように聞いております。ぜひ、そういった利用の仕方一つではありますが、定住をしていただく方々を増やしていただければと思い、この件については、以上で質問を終わらせていただきます。

次に、少子高齢化による人口減少に伴い、世帯数の減少が進む中、地域の今後の運営と対策について村はどのように考えているか、特に組の運営についてお伺いしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 少子高齢化による人口減少に伴い、世帯数の減少が進む中、今後の地域の運営と対策について村はどのように考えているか、特に組の運営についてというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、本村の人口は国勢調査の結果によりますと、平成22年は4,904人でしたが、5年後の平成27年には4,390人になり、5年

間で514人減少しています。

また、世帯数につきましては、平成22年は1,677世帯でしたが、5年後の平成27年には1,554世帯になり、5年間で123世帯減少しています。

村ではこのような人口減少に少しでも歯止めをかけるため、第4次片品村総合計画、片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略、尾瀬の郷片品村人口ビジョン等に基づいて、各種施策、事業を行っておりますが、人口減少に歯止めをかけるには至っておりません。

しかしながら、今年度も来年度も再来年度も、地域は存続し、そこには4,000人を超える村民が暮らしているわけであります。地域が未永く続いていくために行政はあるのだという信念を持って、決断と実行を心がけ、常に将来を見据えて子供や孫の世代に課題を先送りすることなく、この問題に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、このように少子高齢化による人口減少に伴い、世帯数の減少が進む中、地域の今後の運営と対策について村はどのように考えているか、特に組の運営についてでございますが、議員ご承知のとおり、行政区の組織、役割等を明確に定め、片品村と地域住民との意思の疎通を円滑にし、村政運営がより良く行われることによって住民が暮らしやすい村にすることを目的といたしまして、片品村行政区の設置及び組織に関する規則が制定されております。

規則では「本村に8の行政区を置き、下部組織として32の組を置く」と定められております。そして、「区役員として区に区長及び区長代理を置き、組に組長を置く」となっております。その職務として、「区長は区の代表者であり区を統括する、区長代理は区長を補佐し区長に事故あるときはその職務を代理する、組長は地域内の住民を把握し、他の役員とともに区の事務に当たる」と定めてあります。人口減少や世帯数の減少、また高齢化により区役員の担い手が不足し、地域によっては組長を2回あるいは3回経験する組もあるという話も伺っております。

また、村では区役員以外にも600人ほどの方々に非常勤の特別職の職員としてお世話になっております。そのほかにも、地域においては任意の団体の役員等も数多くあると思います。年々、人口や世帯数が減少しておりますが、役員等の人数は減少していないのではないかと推察しております。このため、今までに比べ、地域の役員の方々の負担が一層大きくなっているのではないかと感じております。

このような課題を克服するために、役場職員はもちろんでございますが、村民一人ひとり、地域の現状や将来について関心と当事者意識を持ち、何が問題か、何が必要かを考え、自分たちで判断しながら、自分たちでできることを実践、行動していくことが求められるのではないのでしょうか。

そのために行政は何をすべきか、何ができるか、しっかり考えたいというふうに思っております。

先の議会定例会でも申し上げましたが、私は片品村を取り巻く数多くの課題を克服するためには、村民参加型による村政の進め方が最も重要であると思っております。与えられた任期の1年1年が勝負であると心に言い聞かせながら、村民の皆様とともに対話をしな

がら、決断、実行し、ふるさと片品をつくり上げていきたいと考えております。
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） はい、12番。

この問題については、どの地域も苦勞している現状を理解していただきたいと思います。組の運営に関する検討委員会や作業部会の設置を早急に検討していただき対応をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

ただいま入澤議員からご提案がありました組の運営に関する検討委員会や作業部会の設置についてでございますが、議員ご提案のとおり、これからの組の運営につきましては、現在の区役員の皆様を初め、関係者の皆様、また地域の皆様などのさまざまなご意見をしっかりと伺い、今後のあり方について検討していく必要があると考えます。

そのためには、この問題について検討を進めるための検討委員会、あるいは作業部会のような組織を設置することも考えていきたいと思っております。

以上、ご理解とご協力をお願い申し上げて、入澤議員への答弁とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） はい、12番。

12番（入澤登喜夫君） はい、12番。

以上、3点、人口減少の現状と対策についてお伺いしたわけですが、当然、人口減少対策については、どの自治体も苦悩しているところかなと思っております。

そこで、最後になりますが、3月5日、昨日の上毛新聞の紙面に、群馬県の市の予算案が出ておりました。人口減少対策に重点を置いて30年度予算を組み上げていくというような内容かなと思っております。身近なところでは沼田市は過去最大の増ということで、この人口減少対策に非常に予算を費やす覚悟で臨んでいるのかなと、新聞の紙面を見ながら思っているところでありました。

人口減少、ただ一言に言葉だけでは済まされない現状であるかと思っておりますが、ぜひ村長におかれては、外へPRをしていただき、トップセールスをしていただき、今後、村のリーダーとして先頭に立ってご活躍をしていただきたいと思っております。

最後にもう一点、人口について首都圏でも数年後には少子化が進むというようなことも聞いております。

そこで、人口に少し目を向けてみましたところ、2017年10月の資料であります。東京都は1,374万2,906人、群馬県でいいますと195万8,409人。以前ですと、「力あわせる二百万」というような上毛かるたの札もあったわけですが、200万を切ってきたということで、当然東京都のような大きい人口を抱えているところが身近なところにありますので、一層その辺に注視をしていただき、今後、指導をお願いすることを最後にお願ひしまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（千明道太君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第5、議案第1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

今回の制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業の指定及び指導監督権限が県から村に移譲されることに伴い、条例の制定をお願いするものでございます。

主な内容は、指定居宅介護支援等基準条例に準じて、第1章で総則、第2章で人員に関する基準、第3章で運営に関する基準、第4章で基準該当居宅介護支援に関する基準を定めるものでございます。

附則につきましては、1項で施行期日、2項で経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定についての提案の説明を申し上げます。

今回の制定は、現在建設中の道の駅尾瀬かたしなにつきまして、公の施設として位置づける必要があるため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

主な制定の内容は、第1条から第3条までで設置の趣旨、施設の名称、位置などを定め、第4条以降で管理、利用等について定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行する
ものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定につ
てを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 道の駅尾瀬かたしなの設置及び管理に関する条例の制定につ
いては、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関す
る条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について提案の説明を申し上げます。

今回の制定は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、有害物質の混入や堆積された土砂の崩落等を防止し、生活環境を保全し村民の安全を守ることを目的に条例の制定をお願いするものでございます。

主な制定の内容は、制定の目的、小規模特定事業の許可及び手数料、両罰規定などを制定し、県の規制対象とならない500平方メートル以上3,000平方メートル未満の小規模な埋め立て等の規制を定めたものです。

附則につきましては、1項で施行期日を定め、平成30年10月1日から施行するものです。2項は、経過措置を定めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例について

議長（千明道太君） 日程第8、議案第4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県の準則に基づき条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、介護休暇に係る要介護者の対象者を明確にするため、第15条第1項中、等を（届出をしないが事実上結婚関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者、に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県の準則に基づき改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第10条第1号中、職員の次に（以下「育児短時間勤務職員」という。）を加え、同条第2号中、育児短時間勤務をしている職員を、育児短時間勤務職員、に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第10、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の法令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、「国民健康保険運営協議会」の名称を、「片品村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第11、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の管理運営が群馬県に移管されることに伴い、片品村国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、算定方式を4方式から資産割を除いた3方式にし、所得割率を100分の5から100分の7.5に改め均等割額、平等割額をそれぞれ2,000円引き上げるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第12、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改

正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、住所地特例の見直しに係るものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第13、議案第9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、第7期介護保険事業計画に基づき、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、介護保険事業計画において介護給付費の見込量を推計した結果、増加することが予測され、財源の確保が厳しくなるため、平成30年度から平成32年度の介護保険料の引き上げをお願いするものでございます。

附則につきましては、1項で施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するというものです。2項は、経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分

午前11時06分

議長（千明道太君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14 議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第14、議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、医療と介護の連携強化に関する規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第15、議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、共生型地域密着型サービスに関する基準についての規定と、指定認知症対応型共同生活介護事業者等による、身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を

講じる規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第16、議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の規定と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じる規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第17、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、資金の用途から土地を除き、利用者の返済負担軽減のための対策として融資の借換制度を引き続き1年間利用できるように条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 工事請負変更契約の締結について

議長(千明道太君) 日程第18、議案第14号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第14号 工事請負変更契約の締結について提案の説明を申し上げます。

本議案は、(仮称)片品村交流連携拠点施設新築工事、第2期に係る工事請負契約について、工事内容に変更が生じたので、変更契約の締結についてお願いするものでございます。

内容につきましては、足湯設備及び厨房機器等の追加などにより、当初の契約額に7,322万4,000円を追加し、4億2,962万4,000円とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第14号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 工事請負変更契約の締結について

議長(千明道太君) 日程第19、議案第15号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第15号 工事請負変更契約の締結について提案の説明を申し上げます。

本議案は、(仮称)片品村交流連携拠点施設外構工事に係る工事請負契約について、工事内容等に変更が生じたので、変更契約の締結についてお願いするものでございます。

内容につきましては、旧公用車車庫土間コンクリートの撤去、防火水槽用の水道管修繕が生じるなどにより、当初の契約額に609万1,200円を追加して、1億2,489万1,200円とし、平成30年3月31日までの工期を平成30年5月31日までと変更するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 工事請負変更契約の締結について

議長（千明道太君） 日程第20、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第16号 工事請負変更契約の締結について提案の説明を申し上げます。

本議案は、花の駅片品岩盤浴施設増築工事に係る工事請負契約について、工事内容に変更が生じたので、変更契約の締結についてお願いするものでございます。

内容につきましては、岩盤浴室に排煙窓を付ける必要が生じるなどにより、当初の契約額に522万7,200円を追加し、6,387万1,200円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。
これから、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 村道路線の認定及び廃止について

議長(千明道太君) 日程第21、議案第17号 村道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第17号 村道路線の認定及び廃止について提案の説明を申し上げます。

村道7072号線は戸倉地内の延長1、869メートルの道路ですが、その中間部にある並木トンネルを除外したく、廃止をお願いするものであります。

また、並木トンネルの前後区間を村道7075号線と村道7076号線として、路線の認定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第17号 村道路線の認定及び廃止についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第22 報告第1号 継続費繰越計算書（一般会計）について

議長（千明道太君） 日程第22、報告第1号 継続費繰越計算書（一般会計）についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。
報告第1号 平成28年度片品中学校新校舎建築費に係る継続費繰越計算書の報告について、提案の説明を申し上げます。
この報告は、平成28年度から平成30年度にかけての継続事業である片品中学校新校舎建築費のうち、平成28年度の予算計上額に対して、843万6,000円の残額が生

じたため、継続費繰越計算書を調整したので、ご報告するものでございます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第23 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（千明道太君） 日程第23、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

現委員である、芝崎健司氏の任期が、平成30年3月31日に満了となるので、同人の再任をお願いするものでございます。

芝崎委員は、人格並びに教育に関する識見が、片品村教育委員会委員として適任であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（千明道太君） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案の説明を申し上げます。

現委員である入澤眞理子氏の任期が、平成30年6月30日で満了になるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、星野トミ江氏を後任の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

星野トミ江氏は、人格、識見等が同法の基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり答申することでご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

-
- 日程第25 議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
日程第26 議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
日程第27 議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について
日程第28 議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1
号）について
日程第29 議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
日程第30 議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）
について
日程第31 議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について

議長（千明道太君） 日程第25、議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算
（第5号）についてから日程第31、議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）について提案の説明を
申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,888万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億1,650万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税、寄附金の増額、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、民生費の増額、議会費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

主な補正の内容は、ふるさと納税見込み額の増加への対応、観光施設特別会計補助金、国民健康保険特別会計繰出金、財政調整基金への積立ての増額、社会資本整備総合交付金の確定に伴う事業費の減額及び各種事業の完了と補助金等の額の確定による減額であります。

繰越明許費につきましては、(仮称)片品村交流連携拠点施設整備事業、片品村介護基盤等整備事業費、戸倉公衆トイレ改修工事、村道鎌田・立沢線大立沢橋橋梁長寿命化修繕工事でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,903万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,520万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金の増額と、療養給付費交付金、県支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、療養諸費、高額療養費、基金積立金の増額と、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金の減額などです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ563万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,608万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、負担金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の増額、施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、136万円を減額し、総額1億438万2,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、135万9,000円を減額し、総額9,420万5,000円とするものでございます。

資本的収入及び資本的支出につきましては、補正予算の計上はございません。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,626万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,371万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金及び県支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,672万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、使用料の減額であります。

歳出につきましては、施設費で各処理場の施設管理費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,917万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第18号から議案第24号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

- 日程第32 議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算について
日程第33 議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第34 議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第35 議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第36 議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第37 議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第38 議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（千明道太君） 日程第32、議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算についてから日程第38、議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,200万円にお願いするものでございます。

前年度の当初予算と比較すると、8,100万円、1.9%の減額であります。

平成30年度の主要事業としましては、村民の健康増進を推進するため、総合健診の内容を見直し、個別に実施する各種検診と合わせて、保健予防の充実を図ります。

教育文化面では、平成28年度から取り組んでいる片品中学校校舎建設の完了年度となりますので、臨時校舎から新校舎への引っ越しも含め、スムーズに行われるよう取り組んでまいります。

また、平成30年度、31年度には全国マスターズスキー選手権が行われますので、設立される実行委員会への負担金を支出し、村としての協力体制を整えてまいります。

環境と安全を守るための事業としては、村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策を引き続き行っていくほか、除雪体制の充実を図っていきたいと考えております。

産業と雇用を推進するための事業としては、農業団体や担い手である認定農業者への農業施設整備補助等を行い、農業の振興を図ってまいります。

観光振興の面では、鹿の食害によりミズバショウなどの貴重な植物が被害を受け、観光客数の減少が続いている大清水湿原の保護、復元を、地元関係団体等と調整を行いながら進めてまいります。

また、第4次総合計画前期基本計画及びむら・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、若者の雇用創出を図るため、道の駅尾瀬かたしなとして認定を受けた交流連携拠点施設の7

月開業に向けた準備を進めてまいります。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にも配慮をさせていただき、これからも、常に行財政改革を推進し、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,924万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費であります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から、県が財政主体となって運営を行う制度にかわるため、本特別会計については、その内容が大幅に簡素化されております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,130万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料と繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、公債費であります。

主な事業は、水道本管の布設替え、施設等の改修、維持管理等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 平成30年度片品村宮観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は、1億536万2,000円、収益的支出は9,521万9,000円、資本的収入の計上はなく、資本的支出は5,433万9,000円でございます。

なお、一般会計補助金は8,553万円を予定しており、3条予算に全額の8,553万円を計上し、4条予算には計上しておりません。

収益的収入の事業収益については、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上がございません。

営業外収益については、1億536万円で、そのうち一般会計補助金が8,553万円、スノーパル・オグナほたか、武尊牧場観光施設の使用料等でございます。

財政的支出の事業費については、営業費用が9,222万3,000円で、主なものは

施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、299万4,000円で、主なものは長期借入金等の利息及び消費税でございます。

資本的収入につきましては、今年度は計上しておりません。

資本的支出につきましては、5,433万9,000円で、スキー場施設企業債償還金及び長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億132万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,542万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、建設費、公債費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,387万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、受託事業収入であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第25号から議案第31号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（千明道太君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時46分 散会